

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（業務）</p> <p>第十五条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。</p> <p>二 次条第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。</p> <p>（短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施）</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の社会復帰促進等事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯</p> | <p>（業務）</p> <p>第十五条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。</p> <p>二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。</p> <p>三 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。</p> <p>四 次条第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。</p> <p>（短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施）</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の社会復帰促進等事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。</p> <p>一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて、厚生労働省令で定めるものを支給すること。</p> |

する事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 2 前項の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第十六条第一項に規定する給付金の支給に係る業務(次条及び第二十五条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 三 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業を行うこと。

- 2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

(短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第十六条第一号に係る業務(次条及び第二十五条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十九条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

目次

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 短時間労働者対策基本方針（第五条）

第二章 短時間労働者対策基本方針（第五条）

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置（第六条―第十六条）

第一節 雇用管理の改善等に関する措置（第六条―第十条）

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置（第十七条・第十八条）

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置（第十一条・第十二条）

第四章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助（第十九条―第二十一条）

第二節 調停（第二十二条―第二十四条）

第五章 短時間労働援助センター（第二十五条―第四十一条）

第四章 短時間労働援助センター（第十三条―第三十条）

第六章 雑則（第四十二条―第四十七条）

第五章 雑則（第三十一条―第三十五条）

附則

附則

第一章 総則

第一章 総則

（目的）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もつてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生<sup>〔</sup>の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換（短時間労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。）の推進（以下「雇用管理の改善等」という。）に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2 (略)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

(労働条件に関する文書の交付等)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの（次項において「特定事項」という。）を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法（次項において「文書の交付等」という。）により明示しなければならぬ。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生<sup>〔</sup>の充実その他の雇用管理の改善（以下「雇用管理の改善等」という。）を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2 (略)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）を明らかにした文書を交付するよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとする。

(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)

第八条 事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)が当該事業所に雇用される通常の労働者と同様の短時間労働者(以下「職務内容同一短時間労働者」という。)であつて、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

2 前項の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによつて期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

(賃金)

第九条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第二項及び第十一条において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金(通勤手当、退職手当その他

の厚生労働省令で定めるものを除く。次項において同じ。）を決定するよう努めるものとする。

- 2 事業主は、前項の規定にかかわらず、職務内容同一短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。次条第一項において同じ。）であつて、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主に雇用される期間のうち少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、当該変更が行われる期間においては、通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するよう努めるものとする。

（教育訓練）

- 第十条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためものについては、職務内容同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間労働者に対しても、これを実施しなければならぬ。

- 2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するよう努めるものとする。

（福利厚生施設）

- 第十一条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者

に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

(通常の労働者への転換)

第十二条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならぬ。

一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。

二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。

三 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

2 国は、通常の労働者への転換を推進するため、前項各号に掲げる措置を講ずる事業主に対する援助等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(待遇の決定に当たって考慮した事項の説明)

第十三条 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあったときは、第六条から第十一条まで及び前条第一項の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

(指針)

(指針)

第十四条 厚生労働大臣は、第六条から第十一条まで、第十二条第一項及び前条に定めるもののほか、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関する措置等に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

#### 第四章 紛争の解決

##### 第一節 紛争の解決の援助

###### (苦情の自主的解決)

第十九条 事業主は、第六条第一項、第八条第一項、第十条第一項、第十一条、第十二条第一項及び第十三条に定める事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めるものとする。

第八条 厚生労働大臣は、前二条に定めるもののほか、第三条第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(紛争の解決の促進に関する特例)

第二十条 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十四条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第二十一条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができるとができる。

2 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第二十二条 都道府県労働局長は、第二十条に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第二十三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十二條第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第二十四条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第五章 短時間労働援助センター

（指定等）

第二十五条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第二十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 （略）

2 4 （略）

#### 第四章 短時間労働援助センター

（指定等）

第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 （略）

2 4 （略）

（指定の条件）  
第二十六条（略）

（業務）  
第二十七条（略）

（短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施）  
第二十八条（略）

（業務規程の認可）  
第二十九条（略）

（短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可）

第三十条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第二十八条第一項に規定する給付金の支給に係る業務（次条及び第三十七条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第二十八条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（報告）  
第三十一条（略）

（事業計画等）

（指定の条件）  
第十四条（略）

（業務）  
第十五条（略）

（短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施）  
第十六条（略）

（業務規程の認可）  
第十七条（略）

（短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可）

第十八条 短時間労働援助センターは、短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務のうち第十六条第一項に規定する給付金の支給に係る業務（次条及び第二十五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十六条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（報告）  
第十九条（略）

（事業計画等）

第三十二条 (略)

(区分経理)

第三十三条 (略)

(交付金)

第三十四条 (略)

(厚生労働省令への委任)

第三十五条 (略)

(役員の選任及び解任)

第三十六条 (略)

2 短時間労働援助センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十七条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十七条 (略)

(報告及び検査)

第三十八条 厚生労働大臣は、第二十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ

第二十条 (略)

(区分経理)

第二十一条 (略)

(交付金)

第二十二条 (略)

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 (略)

(役員の選任及び解任)

第二十四条 (略)

2 短時間労働援助センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十五条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条 (略)

(報告及び検査)

第二十六条 厚生労働大臣は、第十五条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、

、又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第二十七条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第二十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第二十六条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行ったとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(厚生労働大臣による短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第二十七条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十五条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十八条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十四条第一項の条件に違反したとき。

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務を行ったとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(厚生労働大臣による短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

第四十一条 (略)

第六章 雑則

(雇管理の改善等の研究等)

第四十二条 (略)

(適用除外)

第四十三条 (略)

(罰則)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十五条 (略)

第四十六条 第三十条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

第五章 雑則

(雇管理の改善等の研究等)

第三十一条 (略)

(適用除外)

第三十二条 (略)

(罰則)

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 (略)

第三十五条 第十八条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第四十七条 第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に  
処する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>（社会保険労務士の業務）</p> <p>第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 一の三 （略）</p> <p>一 の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）<u>第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）<u>第二十二条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。</u></u></p> <p>2 4 （略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一 二十の十五 （略）</p> <p>二十の十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</p> <p>二十の十七 三十三 （略）</p> | <p>（社会保険労務士の業務）</p> <p>第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 一の三 （略）</p> <p>一 の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）<u>第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。</u></p> <p>2 4 （略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一 二十の十五 （略）</p> <p>二十の十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）</p> <p>二十の十七 三十三 （略）</p> |

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
 (平成十八年法律第五十号) (附則第九条関係) (傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(港湾労働法等の一部改正)<br/>           第三百八条 次に掲げる法律の規定中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。<br/>           一〜三 (略)<br/>           四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二十五条第一項<br/>           五 (略)</p> | <p>(港湾労働法等の一部改正)<br/>           第三百八条 次に掲げる法律の規定中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。<br/>           一〜三 (略)<br/>           四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第十三条第一項<br/>           五 (略)</p> |